

子どもとDV

DVとは

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」とは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力」のことで、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。殴ったりけったりするといった身体的な暴力に限らず、暴言などの精神的暴力、生活費を与えないなどの経済的暴力、性的暴力もDVに含まれます。



面前DV

DV行為を見聞きすると、子どもは心に傷を負います。子どもの面前で行われるDVは心理的虐待にあたります。

DVが子どもに与える影響

子どもが直接的な被害者になる

DV加害者が子どもにも暴力を振るったり、DVを受けた被害者が行き場をなくして子どもを虐待したりすることがあります。



子どもが暴力の目撃者になる

大声で罵倒する声、物が破壊される音、悲鳴、脅迫する声などを聞いたり、繰り返しされる暴力、傷つけられた姿、荒れ果てた部屋などを目撃することによって、子どもは常に恐怖感や緊張感にさらされることになります。

子どもの安全な生活や発達が保障されない

直接的な暴力の被害を受けたり、暴力を目撃するような環境で育つことで、子どもが精神的に不安定となり、健全な成長が妨げられるおそれがあります。

暴力が次世代に連鎖する可能性がある

子どもに「暴力は許される」「暴力を振るわれてもたえなければならない」などの考え方が刷り込まれることで、将来、子ども自身がDVの加害者・被害者となってしまうことがあります。

DVに関する相談先はこちら

名古屋市配偶者暴力相談支援センター
052-351-5388

相談日 月～金曜日 / 時間10:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

名古屋市DV被害者SNS相談



相談日 水曜日 / 時間17:00～22:00
土曜日 / 時間12:00～17:00
(年末年始を除く)

名古屋市DV被害者ホットライン
052-232-2201

相談日 土・日・祝日 / 時間10:00～18:00
(年末年始を除く)

名古屋市男女平等参画推進センター
イープルなごや相談室
052-321-2760

相談日 月・火・金～日曜日 / 時間10:00～16:00
水曜日のみ / 時間10:00～13:00、18:00～20:00
(祝日・年末年始を除く)

「虐待かも？」 と思ったらご連絡ください



児童相談所
虐待対応ダイヤル

お近くの児童相談所にはつながります
いちはやく
☎189

中央児童相談所

千種、東、北、中、昭和、守山、名東区にお住まいの方

【相談日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
【時間】8:45～17:30

☎052-757-6111

※休日・時間外の緊急通告

☎052-757-6112

西部児童相談所

西、中村、熱田、中川、港区にお住まいの方

【相談日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
【時間】8:45～17:30

☎052-365-3231

※休日・時間外の緊急通告

☎052-365-3252

東部児童相談所

瑞穂、南、緑、天白区にお住まいの方

【相談日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
【時間】8:45～17:30

☎052-899-4630

※休日・時間外の緊急通告

☎052-899-4631

区役所民生子ども課・支所区民福祉課 【相談日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 【時間】8:45～17:15

千種区 052-753-1873	中村区 052-433-2986	富田支所 052-301-8361	緑区 052-625-3961
東区 052-934-1197	中川区 052-265-2332	港區 052-654-9713	徳重支所 052-875-2213
北区 052-917-6515	昭和区 052-735-3892	南陽支所 052-301-8342	名東区 052-778-3079
楠支所 052-901-2264	瑞穂区 052-852-9392	南区 052-823-9372	天白区 052-807-3891
西区 052-523-4567	熱田区 052-683-9903	守山区 052-796-4592	
山田支所 052-501-4971	中川区 052-363-4430	赤坂支所 052-736-2187	



ひとりで悩まないで相談してください

なごやっ子SOS

子育てに悩む保護者や子ども自身のSOSに応えます。

TEL 052-761-4152

【相談日・時間】24時間365日

なごや妊娠SOS

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したけれど育てられない」などの不安や心配ごとの相談に、電話・メールおよびLINEで助産師が応じます。

TEL 052-933-0099

【相談日】月・水・金(年末年始・祝日を除く)
【時間】10:00～13:00

メール相談、LINE相談はホームページから



親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、公式LINEアカウント「親子のための相談LINE」を友だち登録の上、ご相談ください。
・匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談ができます。
・相談内容の秘密は守られます。
・24時間365日受け付けています。

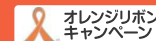


上記のほかにも、「子育て総合相談窓口」や「名古屋市子ども・子育て支援センター」(758キッズステーション)など、たくさんの相談窓口があります。

詳しくはホームページをご覧ください。



令和7年10月発行 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課



オレンジリボン
キャンペーン

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

みんなで守ろう!

子どもの笑顔



子どもの虐待をなくすために

オレンジリボンとは

子ども虐待防止のシンボルマークとして使われています。また「オレンジリボン運動」は、オレンジリボンを広めることで、子どもの虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。子ども達が虐待で死亡することを根絶しようという運動は年を増すごとに拡大しています。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、虐待のない社会を築くことを目指しています。

名古屋市には議員提案により制定した「名古屋市児童を虐待から守る条例」があります。詳しくはHPをご覧ください。



民間団体や関係機関と連携して積極的な広報啓発に取り組んでいます。

名古屋 児童虐待 条例 検索

名古屋市

子ども虐待とは？

子どもの虐待には、次の4つのパターンがあります。
令和2年4月1日の児童福祉法等の改正により、保護者が「しつけ」だと考えていても、子どもへの体罰が許されない行為であることが法定化されました。



こども家庭庁のサイト

身体的虐待

- ・殴る、ける、たたく
- ・首をしめる、投げ落とす
- ・やけどを負わせる
- ・戸外に締め出すなど



心理的虐待

- ・言葉によるおどし、脅迫
- ・無視する、拒否的な態度を示す
- ・他のきょうだいと差別して扱う
- ・子どもの目の前で家族に暴力をふるうなど



ネグレクト

- ・家に閉じ込める
- ・食事を与えない
- ・病気をしても病院に連れて行かない
- ・ひどく不潔なままにするなど



性的虐待

- ・子どもへの性交、性的行為
- ・性器や性交を見せる
- ・性器をさわる(さわらせる)
- ・ポルノグラフィの被写体にするなど



虐待のサイン

これらは一例ですが、子どもや親が出す小さなサインがあります。



子どもの様子

- ・不自然な傷やあざがある
- ・いつも服装や身体が不潔
- ・夜遅くまで外で遊んでいて家に帰りがたらない
- ・笑顔が少なく、喜怒哀楽の表情が少ない
- ・攻撃的で、乱暴な行為が見られる



保護者の様子

- ・近所や地域の中で孤立している
- ・頻繁に子どもを家に残して外出している
- ・子どもが病気やケガをしていても医者にみせない



子どもには、こんな影響が...

子どもの心身の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼします。成長するにしたがって問題行動が現れたり、大人になっても社会生活を送るうえで支障が出たりする場合があります。

身体への影響

- ・重い障害や後遺症
- ・栄養不良による発育不全 など



心への影響

- ・自己肯定感が極端に低く、自分に自信が持てない
- ・心の傷が将来にわたって残るなど



2

？虐待かも？と思ったらご相談ください

「もしかして」と思ったら迷わず区役所または児童相談所へ連絡してください。あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援することにもつながります。

大丈夫です！
プライバシーは
守られます

- ・連絡者や連絡内容に関する一切の秘密は守られます。
- ・匿名でもかまいません。



大丈夫です！
間違いでも責任は
問われません

- ・現場をみていなくてもかまいません。
- ・連絡した人が虐待であることを証明する必要はありません。

※どんな子ども(性別・年齢)が、いつ・どこで、誰から、どうされていたのか、わかる範囲でお知らせください。

大丈夫です！
十分調査して
対応します

- ・子どもの安全確認を最優先に、状況を十分調査します。
- ・緊急性を判断し、責任をもって対応します。

相談先は巻末をご覧ください →

ひとりで悩まないで、相談してください

子育てに悩みはつきもの
そんな気持ちをため込まないで誰かに相談してください

子どもが泣きやまないやイライラしたり、つい怒鳴ってしまったり...
子育てに悩みはつきもの。誰でもみんな同じです。



相談先は巻末をご覧ください →

子育てについて考えてみませんか？

自宅などで気軽に子育てについて
考え、学び、実践できるよう
動画を作成しました。



各回 10分程度の時間で
気軽に見ることが出来る内容です。
動画をみて実践してみましょう。



子育て講座動画
～10分でわかる子育てのとおきおきのコツ～

制作：名古屋市／制作協力：陽気会／協賛：明治安田／協力：名古屋グランパス

3

赤ちゃんを揺さぶらないで！！



赤ちゃんは泣くのが仕事、泣いて当たり前です。泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。
赤ちゃんが激しく揺さぶられると、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったりすることがあります。
赤ちゃんが泣きやまずにイライラするよう時は、赤ちゃんを安全な所にお向けに寝かせて、まず自分をリラックスさせましょう。

赤ちゃんが泣き止まないとき、
どうしたらよいかを紹介している動画「赤ちゃんが泣きやまない(こども家庭庁)」をご覧ください。



なごやすくすくボランティア・すくすくサポーターになりませんか？

すくすくボランティア
身近な地域での見守り活動を行います。

すくすくサポーター
子育て支援団体等からの依頼に基づき、
託児の手伝い、イベントの補助などを行います。

名古屋市では、地域での親子の見守りや、子育て支援活動を行うボランティアを募集しています。
ボランティアになるための養成講座を開催しています。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



なごや子どもの権利条例

すべての子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえない存在として大切にされる「権利」をもっています。子どもの権利を守るためには、大人にも子どもにもこの条例の内容を知ってもらうことが必要だと考えています。「子どもの権利」について、一緒に考えてみませんか？

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



上記二次元コードは
なごや子どもの権利条例の
ページにリンクしています

名古屋市子どもの権利相談室
なごもっか

なごもっかは、子どもの権利を守るための相談室です。子どもを権利の主体とし、子どもの最善の利益(子どもにとって一番いいこと)と一緒に考え、解決を目指します。

安全に
安心して
生きる権利

一人一人が
大切にされる
権利

主体的に
参加する
権利

のびのびと
豊かに育つ
権利

詳細は市公式
ウェブサイト
をご覧ください。



4